

## 議第46号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「午前8時30分」を「午前8時」に改める。

第8条第2項第1号中「8,700円」を「10,300円」に改め、同項第2号中「9,500円」を「11,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

児童館及び学童保育所の開館時間を延長するとともに、その利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。